

令和5年4月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和5年4月18日（火） 午後1時00分～午後2時00分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘

委 員 渡部 佳子

委 員 豊田 雅之

委 員 小寺 孝治郎

委 員 中島 緑

職 員

教育部長 秋元 淳

教育部次長兼教育総務課長 亀田 聡史

教育部次長兼文化課長 鈴木 和代

教育部部参事兼学校教育課長 上田 真里

学校給食課長 清水佐知子

生涯学習課長 鈴木 玲子

まなび支援センター所長 難波 秀和

学校給食センター所長 北村 晴美

図書館長 松本 明子

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

中央公民館長 水越 学

営繕課長 小磯 洋子

（会議事務局）

教育総務課主幹 伊藤 浩之

教育総務課管理係長 芝田 雅人

教育総務課主査 河名千愛生

4. 傍聴人数 0名（非公開議案2件）

5. 議 案

議案第20号 木更津市社会教育委員の委嘱について

議案第21号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第22号 木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第23号 令和5年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について

議案第24号 令和5年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について

6. 報告事項

報告第9号 臨時代理の報告について

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について

7. 議事大要

【会議の開催にあたり】

- ・令和5年4月1日付け人事異動に伴い、出席委員及び職員自己紹介。

○廣部教育長

それでは、令和5年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、小寺委員にお願いいたします。

また、前回3月定例の会議録につきましては、豊田委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第20号「木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第20号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、木更津市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

議案資料3ページをご覧ください。今回委嘱を予定している候補者は学校教育の関係者1名、社会教育の関係者1名の計2名で、任期につきましては、令和5年5月1日から令和7年3月31日までとなります。な候補者の所属等につきましては、4ページの参考資料のとおりでございます。

なお、現在選考中の候補者につきましては、各団体等からの推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

＜質問、意見なし＞

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第20号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第21号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第21号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5ページをご覧ください。本議案は、木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、社会教育法第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6

条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

6ページの候補者名簿をご覧ください。今回委嘱を予定している候補者は学校教育の関係者1名で、任期につきましては、令和5年5月1日から令和7年3月31日までとなります。なお、候補者の所属等につきましては、7ページの参考資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

＜質問、意見なし＞

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第21号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第22号「木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第22号「木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料8ページをご覧ください。本議案は、小学校及び中学校における学校給食の給食費の額、徴収及び管理に関し必要な事項を定めた規則について、保護者が扶養する第3子以降の児童生徒の学校給食費を無償化することに伴い、関係条文の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

令和5年1月から開始いたしました、第3子以降の学校給食費の無償化につきましては、令和4年度中は、「木更津市学校給食費無償化事業補助金交付要綱」に基づき、一旦通常どおり学校給食費を徴収したのち、保護者からの申請に基づき、学校給食費相当額を補助金という形で給付する方式により、事業を実施しておりました。

交付要綱につきましては、令和5年3月31日で効力を失う時限的なものであり、令和5年4月1日からは、本規則により事業を継続しようとするものでございます。

8ページなかほど、第2条第3項といたしまして、「木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出書」を提出した者の学校給食費を無料とし、交付要綱とは異なり、申出書の提出があった者の学校給食費を徴収しない方法にいたします。申出書の様式につきましては、9ページのとおりでございます。

説明は 以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問、

ご意見はございますでしょうか。

○小寺委員

申出書を提出しなかった場合は、学校給食費を払わなければならないのですか。

○廣部教育長

そのようになります。本事業は、千葉県からの補助金交付対象の範囲内で実施しているのですが、この補助金は、扶養している子のうち、3人目以降の子の給食費を無償化した際に交付されます。ですので、例えば子どもが3人いたとしても、一番上の子が働いていて親の扶養から外れている場合は対象外になります。

世帯にお子さんが何人いるかの情報は住民基本台帳で把握できるのですが、扶養状況については把握できないため、申出書に保険証の写しを添付していただき、それをもって判断させていただきます。

○小寺委員

周知はどのようにするのでしょうか。

○清水学校給食課長

5月初旬頃、学校を通じて保護者全員に周知を行います。また、3人以上お子さんがいらっしゃる世帯を抽出し、自宅あてに申出書を郵送する予定でございます。

○廣部教育長

ほかに、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

＜質問、意見なし＞

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第22号「木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

議案第23号「令和5年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について」

議案第24号「令和5年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について」

を説明。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第9号、臨時代理の報告「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

報告第9号、臨時代理の報告「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料20ページをご覧ください。この報告は、「木更津市立郷土博物館金のすずの設置及び監理に関する条例」の施行に関し、必要な事項を定めた規則を改正することに

ついて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、21ページのとおりに令和5年3月31日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

22ページをご覧ください。令和5年3月市議会定例会におきまして、「木更津市立郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例」の改正案が可決され、令和5年4月1日から大学生・高校生の観覧料が無料になったところでございます。

これに伴い、本規則の第18条第1項第3号に規定しておりました、「大学に在学する学生が、身分を証する書類及び大学教授等からの依頼文を提示した場合、観覧料の減免を受けることができる」という記述を削ったものでございます。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行しております。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和4年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について

説明：亀田教育部次長

- ・木更津市小規模特認校の転入学手続きに関する要綱の一部を改正する告示について

説明：上田部参事兼学校教育課長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

＜意見なし＞

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、5月の定例教育委員会会議につきましては、5月10日（水）午後1時00分から市役所朝日庁舎会議室A1・A2で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和5年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員